健診等補助金支給規程（別表）

１．被保険者

（１）生活習慣病健診

健診項目	対象年齢 ［注１、以下同様］	委託機関	補助対象	実施時期
事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目［注２］ ※年齢①～③により異なる	①３５歳 ②３６歳以上 ③５０歳、５５歳、６０歳、 ６５歳、７０歳	事業主が指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期

［注１］年齢は受診年度の４月１日現在で判定、受診年度の４月１日現在および受診日において当組合の加入資格を有すること。

［注２］事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診および法定健診以外の項目

項目	対象年齢	法定健診の項目（参考）
検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底、血液生化学：肝機能(T-BIL、TP、ｱﾙﾌﾞﾐﾝ、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO）、腎機能（BUN、CRE）膵機能（ｱﾐﾗｰｾﾞ)尿酸（UA）炎症（CRP）	①３５歳 ②３６歳以上	医師診察、身長、体重、ＢＭＩ、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部Ｘ線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（または NonHDL-CHO） 腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP 値）
肝炎ウィルス検査（ＨＢｓ抗原、ＨＣＶ抗体 ）	①３５歳	
骨粗しょう症検査（女性）	③５０歳、５５歳、 ６０歳、６５歳、 ７０歳	

（２）がん検診・脳ドック

健診項目	対象年齢	委託機関	補助対象	実施時期
○子宮頸がん検診 ※２年に１回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外	２０歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
		事業主の指定する健診機関以外で受診（住民健診含む［注３］）	補助金限度額 ４，９５０円	受診：10 月末 申請： ３月末

健診項目	対象年齢	委託機関	補助対象	実施時期
○乳がん検診 ・マンモグラフィ、超音波エコー検査 ※２年に１回受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波エコー検査両方受診の場合は、マンモグラフィのみ補助対象	３５歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
		事業主の指定する健診機関以外で受診（住民健診含む［注３］）	補助金限度額 ６，６００円	受診：10 月末 申請：3 月末
○胃がんリスク検査 ・ピロリ菌検査、ペプシノゲン検査	３５歳	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
	※会社指定の健診機関で当該検査が受検できない希望者	事業主の指定する健診機関以外で受診	全額補助	
○胃部Ｘ線検査（直接）	４０歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
○大腸がん検査 ・便潜血反応（２回法）	４０歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
○前立腺ＰＳＡ検査	５０歳以上の男性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
○脳ドック	４０歳以上	事業主の指定する健診機関［注４］	補助金限度額 １０，０００円	事業主が定める時期

［注３］住民健診：市町村が主体となり医療機関に委託（受診条件は各市町村により異なるため詳細は市町村へ問い合わせください）
［注４］事業主の指定する健診機関（事業主の行う定期健康診断の実施機関）が脳ドックを実施していない場合に限り、他の医療機関での脳ドックの受診も補助対象

（３）その他の補助

健診項目	対象	委託機関	補助対象	実施時期
○歯周病検査	３５歳、４０歳、４５歳、 ５０歳、５５歳、６０歳	健保組合の委託機関　［注５］	全額補助	健保組合が定める時期
○がん検診の二次健診受診費用	胃がん、肺がん、大腸がん、 乳がん、子宮頸がん	－	補助金限度額 ５，０００円	健保組合が定める時期
○睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）リスク検査	－	－	補助金限度額 ５，０００円	健保組合が定める時期

［注５］健保組合の委託機関：株式会社メスプコーポレーション　メスプ細胞検査研究所

２．任意継続被保険者・被扶養者

健診項目	対象［注１］	委託機関	補助対象	実施時期
○基本健診（家族健診）［注２］	３５歳以上の被扶養配偶者または、 ４０歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託機関 ［注３］	全額補助	受診地域・機関により異なる （７月～翌年２月下旬頃）
○乳がん検診（女性） ・マンモグラフィ、超音波エコー検査 ※２年に１回受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波エコー検査はいずれか一方のみ	３５歳以上の被扶養配偶者			
○子宮頸がん検診（女性） ※２年に１回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外				
○大腸がん検査 ・便潜血反応（２回法）	４０歳以上の任意継続被保険者および被扶養者			
○特定健康診査［注４］ ※申込者に「集合契約Ｂ」の受診券を配布	４０歳以上の任意継続被保険者および被扶養者 ※受診時期に４０歳あるいは７５歳になる者を含む	都道府県代表保険者との集合契約医療機関	全額補助	国が定める期間

［注１］年齢は受診年度内に該当年齢に到達するかどうかで判定、なお、受診年度の４月１日および受診日において当組合の加入資格を有すること。

［注２］基本健診（家族健診）の項目：委託先との契約に基づく次の項目

質問票および医師による問診・診察、身長、体重、視力、ＢＭＩ、腹囲、血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血、ｳﾛﾋﾞﾘﾉｰｹﾞﾝ）、胸部Ｘ線（直接撮影法）、血液検査（貧血、肝機能、脂質、腎機能、糖代謝、心電図）

［注３］健保組合の委託機関：（一財）京都工場保健会

［注４］特定健康診査：「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号第１条）」に定める特定健康診査の項目

以上